

大阪府公安委員会告示第69号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和2年6月23日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和2年6月26日

大阪府公安委員会

委員長 井上 誠

申請者（製造業者）の 氏名又は名称及び住所	遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 名	検 定 番 号
株式会社愛喜 代表取締役 小林 慶子 埼玉県春日部市赤沼1414 番地	ぱちんこ 遊技機	規則第6 条第1号	PA祭	0P0201
株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地			P義風堂々！ ！～兼続と慶 次～2N-X	9P1281
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 愛知県名古屋市中川区中京南 通三丁目22番地			PロクロクL 1D	9P1581
			Pハイスクー ルオブザデッ ド2N1A	0P0379